

石川県警察交通巡視員の勤務に関する訓令

昭和46年12月20日

石川県警察本部訓令第15号

改正 昭和57年10月1日警察本部訓令第15号

平成4年7月31日警察本部訓令第24号

石川県警察交通巡視員の勤務に関する訓令を次のように定める。

石川県警察交通巡視員の勤務に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条 - 第5条）

第2章 勤務（第6条 - 第8条）

第3章 活動基準（第9条 - 第15条）

第4章 補則（第16条 - 第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、交通巡視員の運用及び勤務について必要な事項を定めるものとする。

（運用方針）

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、交通巡視員の運用にあたっては、交通巡視員制度設置の趣旨及び管内の交通実態に応じた活動が行われるよう配慮するほか、警察官との連携を密にするなど、その機能の特性が充分発揮されるよう努めるものとする。

（交通課長等の職務）

第3条 警察署の交通課長（課長の配置のない署にあっては係長）は、この訓令の定める趣旨に基づき、次の職務を行うものとする。

- (1) 交通巡視員の運用に関する計画及び立案
- (2) 交通課、係員及び各課、係員との連絡、調整
- (3) 交通巡視員の実践的指揮及び監督
- (4) 応急的勤務配置及び勤務の調整

（職務）

第4条 交通巡視員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 手信号その他の信号による交通整理及び信号機と異なる意味を表示する手信号による交通整理を行うこと。
- (2) 主として通学通園路及び交通ひんぱんな交差点、その他交通危険か所における歩行者の通行の安全の確保並びに歩行者に対する通行方法の指導を行うこと。
- (3) 違法駐車車両に対する駐車方法の変更または移動命令および変更、移動の措置ならびに停車及び駐車違反をした反則者に対し告知をすること。

- (4) 学童、園児等に対する交通安全教育及び交通広報を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるほか特に署長から命ぜられた業務を行うこと。

( 服務上の心構え )

第 5 条 交通巡視員は、職務を遂行するにあたり次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 特権意識を排し、周囲の交通状況に配慮して受傷事故の防止に努めること。
- (2) 交通法令の研究及び交通指導取締り技術の向上に努めること。
- (3) 容姿及び服装を端正にし、言語及び態度を慎み品位の保持に努めること。
- (4) 違反の事実については、親切かつ簡明に指摘し、理解と協力を得るように努めること。

## 第 2 章 勤務

( 勤務制及び勤務時間の割り振り等 )

第 6 条 交通巡視員の勤務制及び勤務日における勤務時間の割り振り等については、石川県警察職員の勤務時間等及び勤務時間管理に関する訓令（平成 4 年石川県警察本部訓令第 1 6 号）に定めるところによる。

2 交通巡視員の勤務は、原則として 2 人以上を活動単位とする。

( 勤務時間 )

第 6 条の 2 交通巡視員の勤務時間割りは、次のとおりとする。

区分 勤務種別	勤 務 時 間		勤 務 内 容	
	署 外	署 内	街頭活動	事務処理
日 勤	6 時 間	2 時 間		

( 勤務の種別 )

第 7 条 交通巡視員の勤務種別は次のとおりとする。

(1) 街頭勤務

街頭において行う第 4 条第 1 号から第 3 号までに掲げる勤務に従事するものをいう。

(2) 署内勤務

警察署、交番等において待機し、または交通反則切符その他勤務に必要な書類を作成整理するものをいう。

(3) 特別勤務

第 4 条第 4 号及び第 5 号に掲げる勤務に従事するものをいう。

( 勤務計画 )

第 8 条 署長は、交通巡視員の活動を計画的に行うため毎月次の事項に配慮し、交

通巡視員勤務計画（別記様式第1号）を定めるものとする。

- (1) 歩行者の交通事故及び交通渋滞の発生状況
- (2) 停車または駐車違反車両の状況
- (3) 交通に影響を及ぼす行事の開催状況
- (4) 学校、幼稚園等の交通教室の実施計画

### 第3章 活動基準

（交通整理）

第9条 交通巡視員は、手信号その他の信号により交通整理を行い、または信号機の表示する信号と異なる意味を表示する手信号を行う場合は、交通の状況を把握し、その特性に応じて安全と円滑が図られるよう配慮するほか、手信号等の動作については、正確、明瞭に行うものとする。

（交通教室等）

第10条 交通巡視員は、学童、園児等に対し、交通教室を行う場合は、対象者の心理、特性を理解し、必要とする教育、内容をよく検討し、事前の準備を整えてから行うよう配慮すること。

（駐停車違反車両に対する措置）

第11条 交通巡視員は、停車または駐車違反車両を発見した場合は、次により処理するものとする。

- (1) 反則切符による告知停車または駐車違反の反則行為を現認し、またはその申告を受けた場合は、交通反則切符により告知するものとする。ただし、交通の安全円滑の阻害性が少ないと認められるときは、指導にとどめることができる。
- (2) 違反車両の移動、違法駐車車両を現認したときは運転者に対しその車両の駐車の方法を変更し、移動すべきことを命ずるものとする。ただし、その車両をレッカー車等により移動する必要があると認められたときは、署長に報告しその指示を受けるものとする。

（その他交通法令違反事件の措置）

第12条 交通巡視員は、停車または駐車に関する反則行為以外の交通法令違反を現認し、またはその申告を受けた場合においてその違反の内容が悪質と認められるときは、警察官に連絡してその措置を委ねるものとする。

（交通事故を知った場合の措置）

第13条 交通巡視員は、交通事故を現認し、またはその発生の申告を受けたときは、負傷者の救護または応急的な現場保存を行うとともに、速やかに警察官に連絡するものとする。

（交通渋滞を知った場合の措置）

第14条 交通巡視員は、交通渋滞が発生し、またはそのおそれがあることを知ったときは、警察官に連絡するものとする。

（その他事件などを知った場合の措置）

第15条 交通巡視員は、勤務中認知した他の犯罪事件もしくは警察対象事案で警察官が処理することが適当と認められるものまたは警察活動上参考となる事項については、そのつど署長に報告するものとする。

第4章 補則

(教養)

第16条 署長は、交通巡視員の職務執行能力を高めるため、計画的に実務に即した指導教養を行うものとする。

(勤務日誌)

第17条 交通巡視員は、勤務中取り扱った事項及び勤務状況を勤務日誌(別記様式第2号)に記録するものとする。

(報告)

第18条 署長は、毎月の交通巡視員活動状況を交通巡視員活動状況報告(別記様式第3号)により翌月10日までに警察本部長に報告するものとする。

(雑則)

第19条 この訓令に定めるもののほか、交通巡視員の勤務について必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則(昭和57年10月1日警察本部訓令第15号)

この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則(平成4年7月31日警察本部訓令第24号)

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。



別記様式第2号(第17条)

署長		次長	課長	係長	主任		
						交通巡視員勤務日誌	
		年 月 日 ( 曜日 )		天候 ( )			
勤務者	A						
	B						
	C						
勤務重点					指示事項		
区分	街頭監視		交通教室		駐停車取締		
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
計							

記 録 欄		
違反検挙	告 知	
	車両移動	
	誓 約 書	
	現 場 指 導	
交通教室	幼 稚 園	
	小 学 校	
	中 学 校	
	そ の 他	
行 事 そ の 他		

別記様式第3号(第18条)

年 月 日

石川県警察本部長 殿

警 察 署 長

交通巡視員活動状況報告( 月分)

交通巡視員の勤務に関する訓令に基づく、みだしのことについて、下記のとおりであるから報告する。

項 目	実 施 状 況	
実動人員		名
勤務時間	街頭監視	時間
	違反取締	"
	交通教室	"
	その他	"
交通教室	幼稚園	か所 名
	小学校	" "
	中学校	" "
	老人	" "
	母親	" "
	その他	" "
指導取締	告知	件
	車両移動	"
	誓約書	"
	現場指導	"
その他	(特異な活動)	なし 別添のとおり